

私の教育評価論 — 個人史を綴りながら — (注1)

原 一雄

I. はじめに

1) 教育学と私

ただ今、千葉先生よりご丁寧なご紹介を賜りまして誠に有難うございました。実は私も今日のお話しの中で、先生との最初の出会いについて少し触れさせて頂こうかと思っていたところでした。そのお話しの前に、もう少し自己紹介をさせていただきますと、私がスタンフォード大学に行く前は、サンノゼ州立大学におりました。ここはアメリカ西部で一番古い師範学校から高等師範学校、文理大学を経てカリフォルニア州立総合大学に昇格した、教育には極めて熱心な学校でした。そこの学生になる前には、地元のハイスクールにも暫く通ったものですから、ティンエージャーたちと交わってあちらの高校生活も体験いたしました。更にその前はと申しますと、終戦で海軍兵学校から復員した後、大阪第一師範学校、すなわち、現在の大阪教育大学の前身に学び、卒業後は大阪府中河内郡縄手小学校で短い期間でしたが教員生活をしていましたのです。丁度その頃、日教組が結成され同僚たちが赤旗を振ることに夢中になり出したものですから、そのような組合活動ばかりしていたのでは

注1) 本稿は1993年5月20日、教育学専門科目「EEd 285J 教育行政」の授業において講義したときの録音テープを小島文英さんに書き起こして頂いたものであり、彼女の労に深く感謝申し上げます。

果たして日本の教育は再建できるのかと疑問に思い、担任の子供たちにお詫びをしてアメリカへ勉強に飛び出した、という人間であります。

ところで、私は教育学の専門家ではありません。しかし、教育学の授業を是非一度はさせて頂きたいものと、この30年間願ひ続けてまいりました。ICU奉職の最後の年に千葉先生がその夢を叶えて下さりまして、何よりも嬉しく思います。心理学と教育学は、本来密接に繋がらなければならない筈なのに、学問上ある種の壁が出来ています。残念ながらこの大学も例外ではありません。しかし、教育活動の実践という点においては、両者は全く同等の責任を負っていると私は考えております。私にとって縄手小学校での教員生活、また、その前に受けた母校の小学校で4週間、付属の中学校で同じく4週間、合せて2か月の教育実習は、一生忘れることの出来ない楽しい思い出であります。それ以来、私は教師なのだという誇りを絶えず持ち続けてきましたので、今日はこのような教育学専門科目のクラスにも遠慮せずにお邪魔し、皆さんを教育者の卵と見立ててお話をさせて頂く次第です。

2) 高等教育制度への関心

先程千葉先生をご紹介下さいましたパリーでのことから話しを始めましょう。私が青山学院大学学長の大木金次郎先生とご一緒に千葉先生のお宅で馳走になったのは1963年の秋でした。この年、民主教育協会（Institute for Democratic Education : IDE）が海外大学教育総合調査団を結成し、私もそれに加わって頂いた折のことです。このIDEは、新しい民主主義教育をどのように実践すべきかお互いに話し合おうではないかという趣旨の下に戦後間もなく作られた協会で、先日ここでご講義下された天城勲先生が現会長でいらっしゃいます。初代会長は中山伊知郎先生、副会長は本学大学院部長の日高第四郎先生でした。当時のIDEでは堅い学問的論議はさて置き、今教育の現場では教師が何を悩み何を試行錯誤しているのか、小学校の先生も大学の学長さんも民主的な教育を目指して自らの体験を共に語り合う

という、自由で暖かな教育者たちのサロンといった雰囲気でありました。

このIDEがアジア財団から資金援助を受け、海外の大学教育を視察するために調査団を派遣することとなり、私は当時文部省の審議官であった村山松雄氏と共に事務担当、すなわち、視察団に選ばれた14名の学長さん方の鞆持ちとしてお供をする機会が与えられました。僅か2ヵ月余りの間に世界を一周した視察旅行でしたが、大層多くのことを見聞させてもらいました。

先ず学生数の増加に悩むソルボンヌ大学を視察し、大学都市の日本（薩摩）館で本学の荒木先生に初めてお会いし、それから西独政府の招きでベルリン滞在中のカー博士をお訪ねしましたが、途すがら東西を隔てる壁の所々に乗り越えようとして撃たれた人々を悼む花輪が捧げられてあり、冷戦を肌で感じさせられました。ロンドンに着いた丁度翌朝、新聞がロビンス報告書の発表を報じ、あの保守的なイギリスで教育制度が大きく変わろうとする姿にびっくり仰天致しました。アメリカのプリンストンにあるETSに立ち寄った際、TOEFLを日本で最初に施行するようICUへ依頼されたのも、また、後に能力開発研究所および大学入試センターが購入することになった採点用大型コンピュータのカタログをシカゴのACT本部から入手したのもこの時のことであります。

それまでは学生ないし研究者の目でしか大学というものを眺めておりませんでしたから、視察旅行と報告書（大泉他編1964）の編集に加わり、ここで初めて世界各国の高等教育機関を比較してみるという新たな眼を開かせて頂くことになりました。今にして思えば、これが將に私の教育観にとっての一大転機であったと申せましょう。このようなチャンスをお与え下さいました故日高第四郎先生に心から感謝申し上げる者であります。

さて今日は、このように私の思い出話を所々に折込みながら、次の4つ

のテーマについてお話しをさせていただきます。第1は現代における高等教育の潮流、第2は教育評価の視座、第3は自己点検・評価が今日これ程までに話題とされるに至った経過、そして最後にICUにおける評価活動の実例を紹介しようと考えております。最初の時間は専ら私の目に映った高等教育の流れとは如何なるものか。そして、その中であって、どのような視点に立てば教育評価をなすことが出来るのかを考えてみたいと思います。

II. 現代教育制度の潮流

1) システムとしての教育制度

先ず最初、配付資料の中のジェイムズ・A・パーキンス編“Higher Education from Autonomy to Systems”『明日の高等教育—自律から制度へ』（1976）の最後に載せた「訳者あとがき」を見て頂きましょう。また後でゆっくり読んで頂くこととし、今は重要な点だけを二三指摘するに止めたいと思います。この本は1970年から1971年にかけてVoice of Americaというラジオ放送局が、当時の世界的に著名な教育学者21名を招いて30分の解説番組を組み、それを一冊の本にまとめたものです。その中には後に国連大学の副学長になられたクワボン氏も入っておられます。前半はアメリカ合衆国の州レベル、広域レベル、そして合衆国全体としての高等教育上の諸問題を取り上げ、後半は世界十数か国の高等教育の流れを各国の代表者に紹介させたものです。そこで皆さんに注目して頂きたいのは、この本が出版された1972年、すなわち、今から20年も前に、現在われわれが論じている諸々の問題を既に取り上げ、将来の方向性を的確に予測して適切なる示唆と助言とを提供していたという点であります。

皆さんはpre-primary, primary, secondary, post-secondary, post-graduate というユネスコ流の呼び方を御存知でしょうね。Pre-primaryとは就学前、primaryとは大体6才から11才までの初等教育、secondaryとは12

才から 17 才までの中学と高校、post-secondary とは 18 才以降の高専や短大や大学、そして post-graduate とは大学院を含む大学卒業後の教育段階を指します。さてそこで、教育制度の改善と言え、世界中どこの国でも先ず初等教育を義務付けて国民全てに識字力を与えることから出発し、一方では中等教育の普及、他方では幼稚園や保育所など就学前教育を公的に支援すると共に、国に余力があれば更に上の段階へと教育の拡充を図ります。日本の場合は既に 90 数パーセントの人々が高校に進学し、4 割近くが高等教育を受けるようになりました。

このように教育に力を入れれば、当然就学年数が長くなり、学習者の数が増し、質もニーズも多様化してきます。一方、近代社会は刻々と変貌を遂げ、技術革新も益々速度を増せば、世の中の変化に適応していくためには誰にも再教育が必要になることは明らかです。そこで、専門職（professional）に従事している人ほど、例えば医師・弁護士・技術者・教員等には回帰教育（recurrent education）が必要となり、このことを個人が認識して努力するばかりでなく、そのようなリカレント教育の機会が容易に持てるよう、社会もまた、その機構自体を抜本的に変革しなければならなくなるであります。皆さんの先輩もこの問題には深い関心を寄せてきました。（村上・原 1977）

2) 高等教育機関と生涯教育

そこで、嘗て成人教育（adult education）と呼ばれたものとは異なる新しい形態の教育制度が要請されるようになりました。昔は成人教育と言え、学校へ行けなかった勤労者たちのための職業補習教育と考えられました。これにはイギリスが早くから力を注ぎ、高等教育機関の学外市民向け講座として extra-mural education とか university without wall と呼んできました。その名の由来は、貴族や上流階級の学校は大概お城の中に建てられていたので、正規学生以外の者や一般市民は城壁外という意味です。このような考え

がアメリカへ渡ると、今度はキャンパスを市民に開放するという意味で open university とか extension program と名付けられ、更にフランスの文部大臣ラングランがユネスコにおいて lifelong integrated education (learning)、すなわち、統合された生涯教育(学習)を提唱いたしました。それ以来、この生涯教育ないし生涯学習という言葉は時代の流行語になったばかりでなく、広く社会の経済・労働・福祉と教育との関わり方として、われわれに大きな課題を投げ掛けることになったのであります。

ここに至って大学は、社会から期待される役割が大きく変わってきたことを認識しなければならなくなりました。曾ては一部のエリートのみにかかれていた高等教育でしたが、次第に大衆化され多様化せざるを得なくなってきたのです。少数の指導者の養成と特権階級の子女教育から、学歴という専門職へのパスポートを取得する場へ、そして、アメリカのように納税者とその子女は全て大学で学ぶ権利を持つということになってゆきつつあります。勿論、修学の自由は認められても、卒業できるか否かは本人の努力次第によることであって、何等入学と同時に約束されるようなものではありません。

そこで問題は、個人の要望や社会の需要に対し、教育機関が制度上どこまで対応できるかということです。日本でも週休二日制や余暇のことは話題になりますが、未だ雇用主が進んで自分の従業員に学費を補助し、時間の都合をつけて勉強させようという意識を持つまでには至っておりません。しかし、それ以上に頭の堅いのが大学側の人々ではないでしょうか。このような世界的潮流に目を向ければ、大学は昔のように自律性ばかりを主張しておれなくなるでしょう。大学はそれぞれ独自の個性を生かしながら、しかし、大きな高等教育機関のシステムの中の一つとして相互に協力し合わなければ、いずれ社会の期待に応えられなくなり、遂にはその自治をも危うくする、というのが Voice of America を通して編者パーキンス氏が強く主張した点でありました。

この本は決して日本人のためにのみ書かれたものではありません。世界中の人々に向けて呼びかけたものであります。しかし、私は、われわれ日本人はこのような動向をどのように捉え、如何に対処すべきであろうかと考え、裏表紙をご覧になればお分りの通り、本学の4人の院生諸君の助けをお借りしてこの本の翻訳を致しました。その切っ掛けが何であったかご理解頂くために、「訳者あとがき」の最後の数行（Pp.339-340）を読ませて頂きましょう。

「最後に、私事にわたり誠に恐縮であるが、訳者が奉職する国際基督教大学は、昨年、創立25周年を迎えた。このわが国最初の四年制教養学部設立と教育学研究所、ならびに教育学大学院の開設を可能ならしめたのは、実に元文部次官、初代大学院部長であられた日高第四郎先生の御尽力の賜物に外ならない。この日高先生の喜寿のお祝いにと手をつけた翻訳が、思わぬ時間を要してしまい、そのお祝いの日にも、また創立記念日にも間に合わず、とうとう今日まで延びてしまったのは誠に申し訳ない次第である。教育行政について全くの素人であった訳者に、高等教育の動向についていささかなりとも海外へ眼を開かせ、大学教育に携わる者の責任と喜びをお教え下された日高第四郎先生の学恩に対し、衷心より感謝の意を表して本書をお捧げ申し上げたい。

1975年 初秋

訳者」

Ⅲ. 大学における教育評価の視座

1) 教育評価の法的基盤

次に教育評価と言われるものについて、私の見方を述べさせていただきます。そこで先ず最初に、教育に関連する法規について幾つか要点を確認をしてみましょう。皆さんは教育基本法や学校教育法をよくご存じのことと思いま

すが、念のために先ず日本国憲法から見てゆきますと、憲法第23条には「学問の自由は、これを保障する」、また、第26条には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と書かれてあります。従って、教育行政とは、市民一人びとりに与えられた権利をどのように享受させることができるのか、その機会を最大にするよう努めることが、その本質ではないかと私は自己流に解釈しております。

そして、教育基本法は第1条に「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と教育の目的を明示し、また、この教育基本法に則って学校教育法の第5章第52条は、その目的を「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と明確に述べてくれております。これ以上説明の必要はありますまい。従って私たちは、先ずこれらの法律との関連でICU教養学部の教育理念と実践方法の根拠を確認すれば、そこで初めて現行のカリキュラム構造の長短や運用の是非を具体的に論ずることができるのではないかと思います。

2) 大学設立のための認可手続

その前に、大学はどのような手続で設置されるのか、できるだけ簡潔にお話して置きましょう。わが国には大学設置基準という法律があり、それに従わなければなりません。大学の創設については国によって手続が多少異なります。日本の場合は全て文部省の管轄の下に置かれるわけですが、欧米諸外国では、先ず設立の許可(chartering)を取り、その後で基準認定(accreditation)を定期的にする必要があります。設立許可の申請には所轄官庁に届出の書類と申請料を出すだけで充分で、後は自由に学校を創ることが出来ます。所定の条件さえ整えておけば、官庁は拒否することはできま

せん。しかし、その学校が本当に大学としてのレベルに達しているかどうかは、政府のお役人ではなく、同種の大学の代表者たちが当該大学を実地訪問視察（visiting）をし、自己点検報告書（self-study report）と実際の教育内容とをよく調べて合格不合格を判定し、合格した学校だけが大学同士で作った基準認定協会への加盟が認められます。これは設置申請の時だけでなく、それから後も5年ないし10年毎に必ず行なわれます。このような自己点検を他者がチェックして資格を認定するという機能が基準認定と呼ばれるプロセスですが、日本には未だこの制度がありません。ただ設立の時にのみ文部省から委嘱された大学設置審議会の委員が視察点検を行ない、その報告に基づいて認可が決められております。

さて、この大学設置基準という法律で定められた基準は、大学設立の必要最低条件であって、それらを満たした後は、ただその水準の向上に努めなさいというだけであります。では、一体どうすればよいのか。新しい大学設置基準には次のように書かれてあります。

- 「第2条 大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。」

3) アメリカ教育調査視察団の勧告

この条文は1991年3月に改正されたものですが、その前の古い方の大学設置基準は、戦後になって初めて制定されたものです。1946年1月、戦争に負けた日本の教育をどう立て直したらよいかという占領軍総司令部（GHQ）の要請で、アメリカから教育調査視察団が来て見たところ、それまでの日本の高等教育は余りにも狭い専門教育に偏っていた。そこで、新制度の大

学では一般教養（後に一般教育と改称）科目を重視するようという強い勧告を残してこの人々は帰国しました。後に大学設置基準の中で卒業に必要な単位数 124 の内の 36 単位を一般（教養）教育の授業科目に当てるとしたのは、この勧告を受け入れたからであります。

もう少し突っ込んだ言い方をすれば、日本が軍国主義の下で侵略戦争に踏込んだとき、もしも国民により広い視野とヒューマニズムに根ざした教養があれば、軍人や財閥の力がどんなに強くても、それに引き吊られずに済んだであろう。この批判はいささか単純で厳し過ぎるかも知れませんが、占領軍として日本にやって来た人々にそのように見られたとしても致し方ないでしょう。民主的市民の育成、特に高等教育を受けた指導者層の人々に欠けてならないのが教養教育（liberal arts education）で、これこそ新制大学における教育目標の中核でなければならないと、この人々に言われた訳です。その視察団員の中に、何と私の恩師 E.W.Hilgard 先生が含まれていたことを後で知りました。

さて、上記の教育調査視察団は、新制度の下で大学を設立するに際してはアメリカの基準認定方式の導入を図るよう、先ず大学基準協会の設立を薦めました。そして、確かに大学基準協会という名前の組織は出来上がったのですが、大学人同士が互いに他の大学を評価し合うということはそれ迄の日本にない慣習なものですから、どうしても日本人の心情に馴染まず、今まで延び延びになっているのです。ただ、その当時に論議された大学基準協会へ加盟できるかどうかの資格認定基準が、そっくりそのまま後の大学設置基準という法令の原案に使われたのであります。

4) 大学基準協会と教養教育

話しが少し逸れますが、日本の大学基準協会について、もう少し触れてみたいと思います。実は私もこの大学基準協会の専門委員として、入試制度検

討委員会や学芸学部・教養学部設置基準の改定に参加しました。後者の場合には、津田塾大学の河野先生を座長とし、筑波大学の井門先生や東京女子大学の遠藤先生たちと、省令としての大学設置基準に書かれていることとは別個に、国・公・私立の別なく大学基準協会の加盟校に教養教育を充実させていくためには教育目標の水準を何処に置くべきか、長い時間をかけて討議した末に改正案を作成した経験がございます。

脱線したついでに皆さんにお尋ねしますが、教養学部と並ぶところの学芸学部とは一体どのような学部とお考えでしょうか。それでは、文理学部と教養学部との違いはどこにあるのでしょうか。文系と理系の学問を横に並べるだけでなく、一つに統合させるとはどういうことでしょうか。また、戦後一時期、教育系の大学を全て学芸大学と呼んだのは何故でしょうか。

歴史的に振り返って見ると、学芸大学の前身は師範学校あるいは高等師範学校であり、新制大学に昇格する時に一斉に名前が学芸大学と変えられました。以前の師範学校では専ら教育技術の熟練に重点を置いた教育学（pedagogy）を教えていましたが、それだけではこれからの民主的社会が求める先生は育たない。もっと巾広い学識と人間性に対する深い洞察力、すなわち、liberal arts（自由学芸／教養）を身につけた人に教育活動を託す必要があろう。ある人々には学校で、また、別の人々には学校以外の場で教育に関連する仕事に従事してもらいたい。そのためには単なる pedagogy や arts and sciences ではなく、liberal arts をこそ身につけて欲しい。このような期待と願いを込めて学芸大学と名づけたのですけれども、日本人は矢張り専門を謳わなければ駄目だといって、どんどん教育大学に名前を変えてしまいましたね。

5) 大学設置基準とその運用－実験大学としてのICU

話を元に戻しまして、大学設置基準という法令が設定された時代的背景を念頭に置きながら、実際にはそれがどう運用されてきたのか考察してみまし

よう。ここに『大学設置基準の研究』（1977）という本があります。この本の編者は天城勲先生と東工大の慶伊富長先生で、その中の一つの章で私はICUの事例を挙げ、本学教養学部のユニークさを宣伝し、幾つか問題提起をさせて頂きました。ICUは旧大学設置基準から大いに外れたことをやろうとし、また、それを可能にさせた素晴らしい実績を持ちます。3学期制を採用し、授業時間を70分週3回とし、外国人教員を正規の教授会メンバーに迎え、カリキュラムは一般教育と語学を中心に組むといったように、ありとあらゆる面で超法規的な教育実践を認めて頂いたわけであります。

勿論、法は法、国民としてわれわれはそれを守らねばなりません。しかし、その運用上許される範囲の内で、斬新な試みはどしどしやってみようではないか。もし結果が拙ければ直ちに改善の策を考え、もしも結果が良ければ、それがもっと実行し易いように法律の方を変えてもらえばよい。ICUは特にその実験をなすために存在するのではないかというのが、聊か挑発的ではありましたが私が強く主張した点であります。

この考えは今も変わっておりません。他所の大学の真似だけをするのであれば、多くの方々から寄付を頂いてこれ程贅沢な教育をする必要は何処にもありません。国立や公立、所謂税立大学ならいざ知らず、私学が敢えて皆様のご両親から高い授業料を徴収し、後援者の方々から寄附を募って大学を運営するからには、他の大学では出来ないことを試み、その成果を世に問うてみなければ意味がない。実験大学としてのICUが何処まで成功したのか、どういう点が問題として解決されずに残っているのか、それを自己評価しようではないか、ということを機会ある毎に申して参った次第です。

6) ICUの基本理念と教育方針

それには先ず、この大学がそもそも如何なる目的で建てられたのか、それを正しく認識した上でなければ、自己批判も他人からの評価も的外れになり

ますね。ですから私の調査では先ず最初に国際基督教大学の設置要綱を掲げ、この大学はこういう理念と建学の精神の下に、こういうプログラムを展開してきた結果、現在は斯様な状態ですから一つ存分にご批判下さい、とICU関係者の方々に調査をお願いしたのであります。

従って、調査項目として挙げたICUの「理念と使命」は、1952年、当時ICU学園と呼んでいた理事会が設置認可の書類に添えて文部省へ出した『国際基督教大学設置要綱』から引用したものなのです。その要綱の中には、「…基督教の精神に基づき、自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的教養と社会人としての良識とを有する指導的人材を養成することを目的とする。本学は国際的協力により設置せらるるものであり、その名称の示すごとく基督教精神、国際親善並びに民主主義を強調し、下記各項を強調重視する『明日の大学』たらんことを期する」と、初代総長の湯浅八郎先生が事ある毎に口にされた“University for Tomorrow”という文言が入っております。また、その第3項には、「教育に精進し、絶えず批判と評価を通してその進歩改善に努力する」と書かれてあります。そして、これと全く同意の「(3)教育を振興し、自己批判と評価とによってその発展に寄与すること」という文章が、大学要覧第1巻の冒頭に本学の使命の一つとして挙げられておりました。(国際基督教大学要覧 1953-1955, p.1) 斯様に私たちは創立の時から今日に至るまで、絶えず自己点検・評価をしながら絶えず前進を続けようと誓ってきたのであります。

そもそも、これらの文書は、決して文部省や大学設置審議会の委員だけに対して申し上げた言葉ではなく、日本中の人々に対する公約 (commitment) であったと私は信じております。そして、このような約束の下に認可された大学なのですから、自己点検・評価を行なうときには、先ずここに掲げた教育目標がそれぞれ何処まで達成されたのか、それとも単なる謳い文句に終わってしまったのか、率直に自己反省することことから始めなければならない、

と考えてまいりました。

7) 大学の総合的点検・評価の必要性

ところで、このように私が大学教育の総合評価という課題に正面から取り組み出したのは、学園紛争という今でも出来れば思い出したくない、しかし、矢張り I C U の話となればどうしても触れざるを得ない、キャンパス中が荒れに荒れた時代の真っ最中でした。戦後の日本は経済的に大層豊かになったけれども、精神生活の方はどうだったか。学問の府を称える大学はその間何をしてきたのか。学生たちの間に不満が積り、彼らはそれを大学に問い正したが、われわれ大学教員には即答できなかった、と云ってよいでしょう。勿論、そのような純粋な動機だけで大勢の学生たちが過激な行動に走ったのではなかったでしょうけれど。しかし、この問いに対して大学人は正面から受けて立つ道義的責任がある、というのが私の立場でした。

そこで、先ず学内の身近なことから自己点検を始めました。1968年のことであります。これについては広島大学大学教育研究センター所長の関正夫教授が、「大学教育経営の現代化試論」の中で次のように紹介して下さいます。「大学審議会答申(1991)、大学基準協会(1987)及び私立大学連盟(1977)の自己評価項目案に影響を与えた、わが国最初の大学評価研究である原一雄の調査研究(1969-72)…」(関1991)

教育経営と言いますと、何かお金儲けのことばかりに受け取られがちですが、関先生のいう教育経営とは所謂 school administration のことを指し、財政面は言うまでもありませんが、教学計画や人事政策から施設設備等のキャンパス・デベロップメントに至るまで学校行政全般のことを意味しています。その教育経営を現代社会に適合させるための出発点として評価活動の重要性を説くために、私が唱えた学校評価論と一連の調査研究に着目し、これを先生の立場から評価して下さいましたわけでありませぬ。

また、私立大学連盟のことにも触れておられますが、それは『私立大学の相互協力と自己点検—教育・研究の質的向上をめざして』（1977）という、この赤い調査報告書のことであります。この本は、実は先程お話しをしたIDEの調査視察団で欧米を廻った折にご一緒した早稲田大学総長の村井資長先生が日本私立大学連盟の大学問題検討委員会担当理事になられた時、私を主査に任命して共同研究を行なわせて下さったときの成果であります。そこで何を論じたかといいますと、私立大学が社会の期待に応えるためには先ず何よりも自己点検を出発点とした総合的な教育評価が必要であり、それは先日、天城勲先生が申された“Plan, Do, See”というプロセスに当るもので、先ずは各大学が教育目標を明確に設定し、次に実施の手段を選び、実行後の結果について謙虚に反省し、そして、その経験を必ず次の計画策定に生かす方法を考える、ということでありました。

8) 教育評価学の歴史的変遷

ところで、教育計画には、その学校固有の教育目標が明示されていなければなりません、その裏付けとなるものが皆さんの学んでいる教育哲学であり、更にその理念を具体化させ実行に移させるためにカリキュラム論や教授方法学があり、そして、実践の結果を分析し次の改善策に活かすために測定評価という学問が必要となってきます。

私が担当してきた『EPS150 測定と評価』の授業を受けた人はここで思い出して下さるでしょうが、この測定評価という学問の基本原則を歴史的に辿れば、今世紀初頭には教育の近代化を図るために、先ず教育現象を出来る限り正確に把握しようと実証的なデータを求める測定（measurement）方法の開発に主きを置きました。各種の知能テストや学力テストが開発されたのは、学習効果を客観的に計測するための物差し作りといえましょう。ところが1930年頃からJohn Deweyらの進歩主義教育運動（progressive education movement）

の影響を受けて、単に知的発達のみならず、学習者の全人的な成長に注目して、それらを促すいろいろな生活体験の教育的意味を捉え、多面的で科学的で且つ個性を尊重する評価（evaluation）を行なわなければならない、という見方によって変わってきました。

戦後になりますと情報伝達と情報処理のテクノロジーが急速に進歩し、視聴覚機器やコンピュータが教育現場で使用できるようになりました。それと共に、教育学にもフィードバック・システムに代表される工学的概念が数多く導入され、多変量解析のような統計的分析も可能になってきました。そうなりますと、今までは一元的にしか解釈できなかった教育活動が、生徒個人の資質は勿論のこと、教師や教室や社会環境をも要因として取り入れた多数の変数間の相互作用として考察することが可能となります。これが1950年代から60年代にかけて急速に進展した情報化社会が教育方法にもたらした大きな変化の特徴です。すなわち、教育工学という新しい学問分野が生まれ、この点でもICUは素晴らしい貢献をしてきたのではないかと思います。

さて、このようにコンピュータ等のテクノロジーを駆使して現場での教育をよくしようというアプローチが盛んになりますと、必ずそのような先導的試行に対して疑問を抱き、方法論上の倫理性を問うという形で反対する人々が現れてきます。果たして学習者の人権は守られているのか、個人差を測定することが差別に繋がらないか、等々と。そこで今日では、人々の生涯学習、地域社会の開発、更には地球的規模での物的文化的環境保全といった課題が抱える多くの問題点を充分認識した上、一人ひとりの個性を大切に育て、皆が望むより豊かで平和な世界を創り上げるためにこそ、教育哲学・教育学・教育心理学・教育社会学などの学問が密接な関係を保つよう努力しなければならない。そして、口先だけの理論を弄ぶのではなく、実証的な研究活動の成果をもって諸々の教育活動を輔ける責任を負わされている。それが諸学統合の上に成り立つ今日の実践的教育評価学ではないだろうか、と私は解

釈しております。

もし、そうであるならば、上に述べたような教育評価学には当然、生徒・学生諸君の学校生活諸般についての評価が含まれなければなりません。同時に、そこに関与する教員や職員の資質と教育活動の評価も忘れてはなりません。そこで、このような私の考えの原点ともなった一つのエピソードを次にお話しいたしましょう。

IV. 自己点検・評価の実践を目指して

1) 私の新任教員オリエンテーション

1961年4月、新任講師の私は、先ず湯浅八郎総長先生のお部屋へ就任のご挨拶に伺いました。その時、「早くこの大学の伝統を身につけて、少しでもお役に立てるよう努力致します」と申し上げましたら、途端に「原さん、伝統はあなたが創るものですよ」と一喝されてしまいました。次に教務副学長モーリス・トロイヤー先生のお部屋に入りましたら、いきなり“What’s your credo?”「あなたの信条は何ですか」と聞かれたわけです。正直なところ、私はその場に立ち往生してしまいました。トロイヤー先生の英語が聞き取り難いことは、当時学内でも有名だったということは後から教わりましたが、それにしても質問自体が極めて難しいものです。しかし、こういう大切なことを尋ねてくれるような大学ならば、文字通り骨を埋めてもよいと決心し、その後間もなくICUの住所、三鷹市大沢1500番地へ私たち家族の本籍を移したのであります。

この時、トロイヤー先生から言われた次の言葉は30余年の間、一時も私の脳裏から離れることはありません。「あなたがこの大学に続けて勤めたいのであれば、将来のプロモーションに備えて次の5つのことに努力しなさい。先ず研究者としてよい業績を上げること。それと同じ位に授業を大切にす

こと。3つ目はICUにいる限り何らかの形で大学行政を助けること。若い時はそれなりに、また年を取れば責任のより重い役につき、ICUファミリーの一人として一緒に大学の運営を与って欲しい。それから、学園生活を通して学生のガイダンスに当ることも大事な仕事であり、最後は学会や地域など学外における奉仕活動で、何れこれら全てが評価されることになるだろう。」

皆さんは教師の卵として、上記5つの評価の視点をどのようにお考えでしょうか。後にこのトロイヤー先生の枠組みをお借りして絹川先生と一緒に教員評価の具体案を論じましたが、それが教育関係学会誌の中で『FD（ファカルティー・デベロップメント）』なる用語を使用したわが国最初の論文となったのであります。（絹川・原 1985）

2) 大学構成員の相互評価

今までは専ら教員について、どのような側面から評価できるかお話をしてきました。しかし、そもそも評価をする主体とは一体誰のことを指すのでしょうか。誰が誰を評価すればよいのでしょうか。そこで先ず、先程述べた「大学教育の総合評価 その1」（原・渡辺 1969）に載せた図1を用いて説明しましょう。これまで評価と云えば、誰しも教師が学生に成績を付けることを考えました。しかし、大学の構成員各自がそれぞれ自己点検を行なえば、当然次の段階ではメンバー同士が互に点検したことについて話し合い、意見の一致点を探ることになるでしょう。そして、それがうまく行けば、更にはグループの間でも相互に点検評価が行なわれるようになるであります。

例えば、学生たちが自分たちの勉強振りを顧みて、それを基に先生方に対しより望ましい教え方を期待すれば、それは学生が先生を評価することになり、教職員も自分たちに与えられた職責を自己点検すれば、その次には現在の教育研究条件や業務環境の向上を目指すために、職場の上司や行政幹部の人々の運営方針や経営的手腕を評価せざるを得なくなるであります。こ

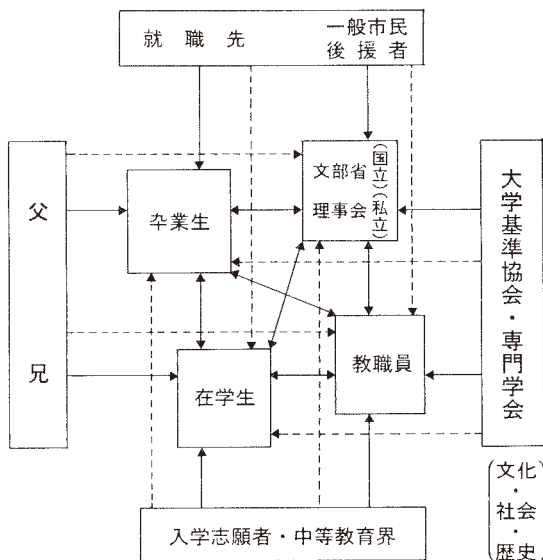


図1 大学構成員と関係者による相互評価

の図では、4年間同じ釜の飯を食べた仲間として、卒業生にも在学学生同様、大学構成員の一人としてこの相互評価に加わってもらうことにいたしました。このような観点に立って、私のアドバイザー諸君は学園紛争の最中から、後で詳しくご紹介する一連の調査活動を始めたのです。

ところで、もし皆さんに何か欲しいものがあったとしても、ご両親の懐具合や他の兄弟姉妹たちの欲しがっているものが分れば、どこまで自分の要求を押し通すべきかの判断ができますね。大学も全く同じことだと思います。いくら自分の要求が正当だからと云って、家族の一員なら無理な要望を強請る訳には参りません。従って、相互に評価し合うということは、相手を批判する前に先ず自分の置かれた状況を正しく認識し、事情をよく判断した上で互に長所は大いに褒め合い、短所は率直に認めて早く是正するよう助け合う、という関係を作ることに他なりません。この図の内側では矢印が全て両方向を

向っていますが、そこには是非このように積極的な意味合いを含ませたいものと思います。

3) 学外後援者による他者評価

では、大学の外からICUはどのように見られているのでしょうか。皆さんも入学以前にはICUをどのような大学と考えましたか。高校の先生方や塾の講師たちの見方はどうでしたか。皆さん方のご両親は、高い入学金や学費に見合った授業を本当に受けているのかどうか、恐らくあなた方以上に厳しい目で、大学の教育活動と皆さん方の学生生活を端から見ておられることでしょう。皆さんが卒業すれば、今度は進学先や就職先の人々が、あなた方を他校の卒業生と比較して、ICUの教育の善し悪しを云々されるであります。そして一般市民の人たちも、特に寄付を下さった後援者の方々は、この大学が今何をしているのか、今後どうなるのか、絶えず心配して下さっておられます。そこで再び話を逸しますが、この大学が如何に多くの人々の祈りに支えられてきたのか、ここでアメリカでのICU設立募金運動に関わる私自身の思い出話をさせて頂きたいと思います。

私がICUという名を初めて耳にしたのは、忘れもせぬ1951年9月8日のことでした。サンフランシスコ平和条約会議の最終日、私はダレス国務長官の祈祷で始った調印式で吉田茂首相が講和条約の文書にサインするのを、オペラハウスの二階のバルコニー席から身を乗り出して観ておりました。この日の朝、ステージの背後最右端に他国の国旗と並んだ日の丸の旗が目に入りました。それ迄日の丸といえ、彼の忌まわしい軍国主義の象徴としか考えておりませんでした。しかし、この時、被占領下の日本(Occupied Japan)が過去の非を詫び平和国家として出直すことを全世界に向かって誓った結果、戦後初めて一国のシンボルとして公式の場に掲げられることを許されたのです。その感激を胸に私は調印式の後、市内のパイン・ストリートにある合同メソジスト教会を訪れましたところ、次の世界宣教聖日(World Mission

Sunday) の献金が贈られる先のリストの最上段に I C U の名が記され、お説教の中でこの大学の建設計画 (JICUF1949) が詳しく紹介されたのであります。

この時期は丁度夏休みの終わりで、私はサンノゼ郊外の缶詰工場で夜勤のアルバイトをしておりました。しかし、講和条約の会議期間中は毎朝夜明け前からサンフランシスコへ車を走らせ、admission tichet を貰うために深い朝霧の中シティホールの前に長い列を作って立ち並びました。そして、アジア諸国の代表者たちから日本が戦時中に犯した行為について何度も詰問されるのをイヤホーンを通してこの耳で聞き、ソ連代表団が条約の調印に反対し席を蹴って退場する瞬間をこの目で確かに見たのです。そういった体験の後だけに、新生日本の指導者を養成するための新しいタイプの大学を建設するという話に私は胸を躍らせました。その礼拝に集った多くの人々が、この大学の設立を心から喜び、真剣に祈って下さったことを今もしっかりと覚えております。私もまた、その中の一人でした。祖国の若者のためであればと、私も財布の底を叩いて何がしかの献金をいたしました。まさか 10 年後にその大学へ奉職することになるなどとは、当時は全く思いも及ばないことでありました。

海外ではこのように基督教の教会を通して募金運動が展開され、その浄財でもって初期の建物の建築費と教職員の給与が支払われました。他方、国内では全国津々浦々から寄付を募り、当時誰も予想しなかった一億九千万円という大金でもってこの 46 万坪の土地を買うことができたのです。しかも寄付して下さった人々の 95 % がノンクリスチャンであったと聞いております。これらの方々は一ひたすら日本が民主主義国家として再生することを願い、明日の大学を創らんがために援助を惜しみませんでした。先程私が述べた後援者とは、このような方たちのことでもあります。従って、今でも I C U のことを心に留め、遠くからこの大学を見守っておられるの方々には、またそれな

りの評価基準があることを私たちは一時も忘れてはなりません。

4) 高等教育関連団体による第三者評価

さて、他者評価の最後は大学教育の専門機関によるものです。ICUは大学院を擁する大学（university）として、大学基準協会や学術専門学会等から絶えず公式ないし非公式の評価を受けております。例えば私たちは、教育学あるいは心理学の教員として、それぞれの専門領域の学術的水準に照し、果たして大学ないし大学院の名に相応しい授業や研究を行っているかどうか評価されています。しかし、ここでも単にどんな内容の教育をしているのか、どれだけ論文を書いたかということだけの評価では不十分でしょう。従って行政幹部・職員・在学生・卒業生たちの皆さんと共に教授会のメンバーは、大きな歴史の流れの中で時代を動かし新しい文化を創り出すために、今どのような役割を果たしているのか、そして、社会の期待にどう応えようと努めているのかという視点から、外部からも喜んで評価を受けるべきではないでしょうか。そこで、先に挙げた拙論（原・渡辺 1969）の最後で、私は次の点を強調いたしました。

「この目的の達成のため、大学内に一つの調査機関（仮称教育調査局 Institutional Study Center）を置くことは、大学教育の近代化として真っ先に考えられることである。但し、この部局はあくまで資料の収集・整理・利用の便宜をはかる所であり、本論文の主旨である評価の主体は、いうまでもなく大学構成員全員でなくてはならない。…

評価委員会には、内部構成員として、理事会・教職員・同窓会・在学生の代表と共に、外部からの意見が反映されるよう教育専門家や父兄が含まれることが考えられる。この中には、高校教育、他の大学・大学院、あるいは大学基準協会、私大連・文部省学術局を始め、ユネスコ関係の高等教育専門家が加わることが望ましい。」

大学を外部から評価する場合にも、いろいろなレベルが考えられます。まず国際的な視野からICUを見ればどうでしょう。1985年度から2年間、私は天城先生を主査とする日米教育共同研究に加わり、一般教育プログラムの国際的比較研究を担当する機会を得ました。このようにICUを改めて外から眺め直しますと、その長所短所が一層よく見えてきます。また、全国的レベルで評価が行なえる組織と云えば、文部省の他にも大学基準協会や私学振興財団等がありますし、ICUは日本私立大学連盟やキリスト教主義学校教育同盟にも属しています。確かに学外者の中には最初から色眼鏡でしか他大学を見ようとしなない人も少なくありませんが、たとえ的外れな批判をされようとも、絶えず自分を他人の目に晒してみるという姿勢を持つことにより、より一層謙虚に自己を顧みることができらるだろう、というのが敢えて第三者を招く理由の一つであります。

5) 日本私立大学連盟の自己点検項目

このICUの試案が、後に私大連盟の自己点検に関する報告書(1977)のモデルになったことは先にお話しした通りです。そこで、次にその内容についてももう少し詳しく述べましょう。そこでは170の点検評価項目を図2の15の領域に分類しました。

これらの領域は、何れも大学の主要な機能として自己ないし他者による点検の対象となるものであります。まず、その大学固有の理念(1)が挙げられます。次にその理念の実現のために大学を運営するための行政組織(2)が設けられ、大学が最も重視する授業(4)と研究(5)の成果が評価されて、将来の教育活動の基になる計画立案(3)へフィードバックされなければなりません。このような教育活動の裏には財政(6)と人事(7)と設備施設(8)がしっかりしなければなりません。財的・人的・物的環境は飽く迄も教学面を支えるために必要なものであって、それ自体に絶対的な評価基準があるわけではないのです。ところで、よい授業と高い水準の研究活動が行なわれるた

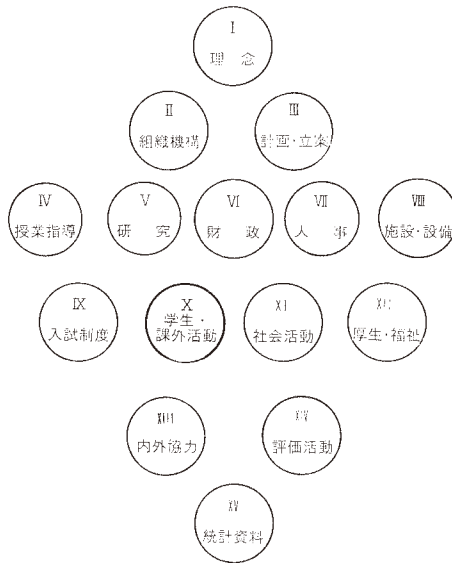


図2 大学における自己点検領域

めには入学者選抜（9）と課外活動（10）が大切ですし、学生ならびに教職員全員に関わる社会奉仕（11）と厚生福利（12）の問題も忘れてはなりません。また、国内国外との渉外活動（13）は本学にとって極めて重要でしょう。そして、このような点検評価も個人の自発性に任すだけでは効果が薄いので、絶えず統計資料（15）として記録を収集保管し、常設部門の一つとしての全学的な評価活動（14）にしてゆかねばなりません。

最後に触れた評価活動部門とは取りも直さず、先程述べた Institutional Study Center のことを指しておりますし、教育研究所という所は將にその役割を果たさなければいけないというのが、20 数年来 I C U で言い続けてきた私の持論であります。そして、これらの領域毎に、どのようなチェックポイントがあるのか質問項目を列挙したのが前掲の私立大学連盟の報告書であります。そして更に、元私立大学連盟会長であり現大学基準協会会長の西

原春夫氏がこれを基礎にして纏め上げたのが最近ベストセラーの一つに数えられる『大学の自己点検・評価の手引き』（青木 1991）であります。この二つを見比べて頂くと、如何によく類似しているかがお分りでしょう。それはさて置き、この二つともが最初私たちが I C U で論じたことを土台にして下さったということは、そもそもこのような論議そのものが単に I C U だけの問題ではなく、今日の日本の大学にとって共通の重要課題であるということに他なりません。

6) 臨時教育審議会聴聞会での具申

そうこうする内に昭和 60 年（1985 年）、例の臨時教育審議会が発足しました。この審議会は、中央教育審議会では中々埒の明かない問題を重点的に取り上げて検討しようとしたものですが、その第 4 部会の大学部会がヒアリングを始めたとき、私も一般教育について意見を具申するよう霞ヶ関の総理府へ招かれました。臨教審のお偉方に対し、現場の人間として何でもよいかから助言をして欲しいという文部省からの要請であったのです。

そこで私は、戦後に導入された一般教育の理念が何故実を結ばなかったのか。しかし、それを忠実に実践しようと試みた I C U の教養教育の実績はどうか。そして、今後の日本の高等教育、特に大学院に繋がる 4 年制大学においてアンダーグラジュエイト教育が果すべき役割について私見を存分に述べると共に、大学教育の総合的自己点検と教員の教授資質開発（F D）のために研修プログラムが必要なことを申し述べさせて頂きました。その内容については出来れば『教育研究』の次巻にでも記録として投稿させて頂きたいと思っておりますが、一部は既に『高等教育研究紀要』（1987b）や私大連の広報誌『大学時報』（1988）にも載せましたのでご覧下さい。そして、その後、臨教審の最終答申を踏まえて大学審議会が大学設置基準を見直し、1991 年 3 月には法令を改正し、同年 7 月から施行ということになりました。そこで、いよいよ私たちは自己点検・評価を否応なく実施しなければならなくな

ったというわけでありませう。

V. ICUにおける自己点検・評価活動の事例

1) 学園生活の総合評価

では、ICUにおいて具体的にどのような自己点検・評価をしてきたのか、これも既に一般教育学会その他において学外の人々には何度か紹介してまいりましたが（原 1987a, 1990, 1992）、折角の機会ですので、皆さんにもその中の二三をご紹介します。

先程来、何度も引用した最初の一連の調査（岩瀬他 1969, 土屋他 1971, 原他 1972）では、大学生生活全般・教科活動・課外活動・学内行事・制度特色・設備施設・学園環境・日常生活の 8 領域について計 110 項目を選び出し、ICUの在学学生・卒業生・教職員の 3 群に同一調査用紙に対して回答してもらいました。そこで明らかになったことは、同じ教育活動に対して立場の異なる 3 者が極めて類似した評価を下す項目と、逆に著しく意見が相違する項目があること。このような認知上のずれが生じた項目、すなわち、評価に不一致の見られる側面は、何れも学園紛争の遠因に繋がること。従って、早急にそのプログラムを検討し直す必要のあること、等が指摘されたのであります。

次に卒業生の追跡調査について少し触れましょう。丁度 10 年の間隔を置いて、「卒業生による ICU 在学経験の評価」という同じ表題の調査を再度施行しました。（トロイヤー他 1976, 原他 1989）ところが、本学の教育プログラムならびに学生生活の諸側面 25 項目の中で、卒業生が最も高く評価したのは常に語学教育と図書館でありました。彼らは異口同音、ICUの図書館を使うことによって自分で勉強することを学び、社会に出てから語学が本場に役立ったと、二度とも全く同じような評価をしております。そして、こ

これらの後に専門教育や国際交流等の項目が続きます。(原 1989 図 1 参照)

そこで第 2 回目の調査では、同じ質問項目を卒業生のみならず学園内の他の全ての構成員にも答えてもらいました。すなわち、教授会メンバー・非常勤講師・職員・理事評議員・在学生と卒業生の 6 グループです。この中で特に注目して頂きたいのは、他大学から来て下さっている非常勤の先生方と職員の方たちです。非常勤講師は I C U で教えようという位の方ですから我々に近い考え方をお持ちでしょうし、また、多少ひいき目かも知れませんが、外から眺めて批判して頂くためには貴重な存在です。そして、職員の方たちは、学生諸君と個人的な接触を持つという意味では、あるいは教員以上に大切な役割を果たしている方たちですからここに加わって頂きました。

ここでも評価者の間で似た評価と異なる評価が指摘されました。(原 1989 図 4・5 参照) 例えば、語学教育や図書館はどのグループでも高く評価されましたが、専門教育の評価は理事や評議員の間ではそれ程高くありません。この方たちは、逆に宗教プログラムや経済援助を高く評価しています。一方、職員は他に比べ進路指導を高く、国際交流などを極端に低く位置づけております。もしも外国人の先生や学生と話したくないという職員の方がおれば困ったことですし、今後の Staff Development の大きな課題かも知れません。それからカウンセリング・センターの役割も職員だけが高く評価していますが、在学生も卒業生も非常勤講師も全く問題にしています。寮生活は卒業生と教授会と理事・評議員が比較的上位に位置づけているものの、非常勤の先生や在学生には余り関心がなく、職員の人々すらも卒業後に役立つとは考えていないようです。以上は目につく事項の一部に過ぎません。ところで、これらは今から数年前の状況ですから、最近の卒業生と海外在住の卒業生を対象に、この種の調査研究を是非続けて実施したいものと願っております。

2) 授業評価の視点

さて、皆さんが将来自ら教壇に立つか否かは別として、教育学を学ぶ者にとって最も関心の深い教育効果の評価につき、図3（原 1989）を参照しながら考えてみましょう。この図でもって云わんとする視点から眺めますと、実は今、私は非常に悪いお手本を皆さんにお見せしているということになります。すなわち、この授業の流れというものを無視し、今日の話が今までの授業とどう関連するのか、また、どういう課題が皆さんの今後の勉強に役立つのかなどということを全然考慮せず、ただ自分勝手におしゃべりをしています。しかも貴方たちの方でそれをうまく纏めて下さいと全く虫のよいことを願っているのですから、一番たちの悪いタイプの教師に違いありません。

そこでもう一度、図3の下の方から順に見て頂きましょう。言うまでもなく、授業は学期の予定表に従って細かく計画されます。しかし、実はそれ以前に、すなわち、学生たちが登録をする前にガイダンスが必要です。例えば

大学の歴史的変遷：

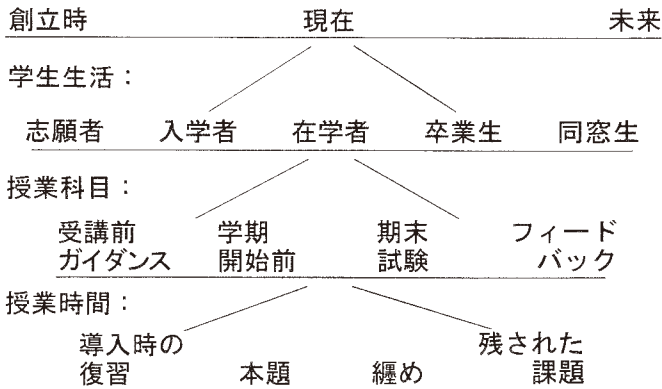


図3 授業分析研究課題の時系列

この教育行政学のコースを取るにはどれだけの予備知識が必要か、といった情報や助言を受けるのが受講前のガイダンスです。この時点で学生たちがシラバスを自由に見ることができるよう準備して置くべきでありましょう。ICUならば、先生たちは自分のアドバイザーに対してこの程度の指導はできる筈ですし、細かな点については直接担当の教員に相談してから登録をさせることは勿論のことでしょう。さて、学期中に授業も進み、やがて期末試験がやってきますが、採点済みの回答を学生本人に戻してやることは中々容易ではありません。誤りを正して今後の授業に生かしてほしい。すなわち、フィードバックの方法が今後の課題です。

また、個々の授業で学んだことを卒業生がどう職場や個人の生活の中に生かしてくれているのか、ここでも卒業生からのフィードバック、すなわち、卒業後のフォローアップ調査が欠かせません。何故なら、そのような意見こそ教員の間で慎重に検討され、今後の教育計画に反映されるべきものだからです。皆さんが卒業した後も、いよいよ仕事に油がのり、仲間からも信頼され、一人前の社会人としてお役に立てるのは、多分2010年か20年頃のことでしょう。その時になって本当に役立つ授業とは果たしてどのようなものでしょうか。このことを考えるのが教育計画であり、カリキュラム論であり、教授法を改善するときの目標であります。私流に言わせれば、これこそ将来に授業を評価する際の基準として最も妥当なものなのであります。

3) 学生による授業評価の問題点

そこで最後に、図4(原1989)を手がかりに、授業はどのような側面から評価すべきかという問題を取り上げてみましょう。私たちの背後には「神と人とに奉仕する人材を育てる明日の大学」という本学の建(献)学の精神があり、従ってリベラル・アーツ教育を中核とする教養学部教育方針が立てられ、実践の指針としてカリキュラムが生まれ、その中の教育学専修コースの授業科目の一つにこの教育行政の授業、そして、その中の一駒としてこ

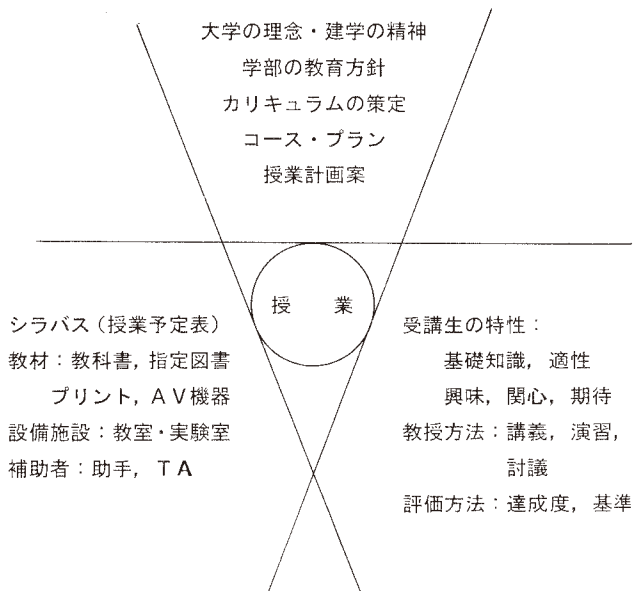


図4 授業改善に向けての視点

の講義時間が位置づけられています。そのことを充分自覚せずに今日教壇に立った私は、先ずこの点で失格者でありましょう。

次に学生諸君の特性を知らなければいけません。どの位の基礎知識を持ち、何に興味を抱き、何処に自分の目標を置いて受講しているのか。その貴方たちに一番有効な教授方法は何か。すなわち、授業にはレクチャー、ゼミ、ディスカッション、現場見学等々いろいろな形態がありますし、また、どのレベルで、どんな関心に応えつつ、限られた時間の中で何を最も大切なメッセージとして伝えればよいのか。教師は自分自身の力量をよく弁えた上で授業を計画し、更に教室の中で柔軟に修正していく。これが教える側に立つ者の課題であり、具体的にはシラバス作りということに当たります。こここのところで誤解を招き易いのですが、シラバスとは一字一句たりとも勝手に変えてはならない演劇の台本のようなものでは決してなく、学生たちの学習を助けるた

めに教師自身が考えた授業の大まかなシナリオ、ないしは旅行案内のガイドブックに過ぎません。補助者の有無とか教室や教材、教育機器等の人的物的資源の条件に教師の工夫が加わって、そこで初めて実践的な授業計画が出来上がるものだと考えております。

さて、授業方法の有効性を自分の目で確かめる手早い方法の一つに〔学生による授業評価〕があります。(原 1975) これは専らアメリカの大学で長年実施され、その長短についてはいろいろ論議されてきたものですが、私自身もここ 30 年来、必ずしも毎年とは限りませんが実行し、また、周りの先生方にもお薦めしてまいりました。(原 1973, 1985) ここでもまた、誤解を基に頭から反対を唱える方たちがおられますので、先日東海大学の学内広報にいささか皮肉めいたことを書きましたので、それを読まして頂きましょう。(原 1992)

『昨今、〔学生による授業の評価〕を自ら進んで行なう大学教員が増えてきた。誠に喜ばしい限りである。しかし、この種の授業評価が唯一の〔授業評価〕でもなければ、また、今流行りの〔自己点検・評価〕の別名でもない。ましてやそれを実施したからと言って、あたかも免罪符を得たかの如く勘違いをされては困るので、一言感想を述べさせて頂こう。

そもそも大学教員は、何を基準に自己点検・評価をすればよいのだろうか。今更研究業績だけで十分という人はおるまい。では、それに加えて何が必要か。その善し悪しを誰が、何時、どのように判断すればよいのか。学問の自由(憲法第 23 条)を堅く護りつつ国民の教育を受ける権利(憲法第 26 条)に奉仕する教育者として、大学教員は時代と共にその役割も変わらざるを得ない。そこで私たちこそ、医師や技術者等の所謂専門職(プロフェSSIONAL)と称せられる人々同様、率先して〔帰帰(リカレント)教育〕ないし〔生涯学習〕を实践すべきであろう。これを指して〔大学教員の教授資質開発(FD)〕と呼ぶ、と私自身は理

解している。

さて、私どもの〔研究〕面については、それぞれの学問分野において専門的評価を受ける機会を持っている。しかし、こと「教育」の面となると、わが国の大学教員には幸か不幸か専門職としての資格認定も免許もなく、従って教授法・カリキュラム作成・学生指導等については基礎的訓練すら受けずに教壇に立っているのが実態である。

もし、教育の成果が教師と学生との相互作用に依るものならば、両者の働きをそれぞれ調べる必要がある。それには先ず、教師自身が自らの教え方を顧みることが肝要であろう。そこで是非とも授業をビデオに撮り、それを見直すことを勧めたい。しかし、自分のことは何かと弁護したくなるのが人情ならば、少しでも客観的な評価を得るためには、同僚もしくは経験豊かな先輩教授の助けを借りたいものである。ところが今でも教室は聖域と見做され、授業の公開は非常に難しい。このような現状では、自らを映し出す鏡として、多少判断力に未熟な点があっても学生たちから生の声を聴く他に途はない。

毎日教室で顔を会わす学生たちから意見を求めることには、更に積極的な意味合いが込められている。それは急速な技術革新と社会生活の変化に伴って、感受性の強い若者たちの文化的趣向や行動様式の変容は驚くばかりであるが、斯様な学生たちを相手に単なる知識の伝達のみで終わらず、人間的な触れ合いを通じて彼らの人格形成にいささかなりとも寄与せんとせば、まずは彼らの気質や物の考え方を知った上、それらに最も適した教授・学習方法を捜し求めなければならないからである。それは決して学生たちのご機嫌取りでもなければ、彼らを消費者に見立てた商売人根性でもない。教育者としての見識に基づく自発的且つ自律的な当為、すなわち、専門職としての倫理に他ならぬことを改めて強調しておこう。』

以上が私の立場です。先生たちにも生涯学習としてのFDを心掛けてもら

いたいし、職員の方たちにもSD (Staff Development)をお願いしたい。そして学生諸君には、先生の授業を評価する折には同時に自分自身の学習態度にも評価の目を向け、これからの長い人生の中で4年間の学生生活にどんな意味を持たせることができるのか、大きな大きな夢を描いて欲しい。このような願いを込めて今日はお話しをさせて頂きました。この機会を与えて頂きましたことに厚く感謝して、今日の講義を終わりいたします。

文献

- 1) 天城 勲・慶伊富長編 (1977)『大学設置基準の研究』東京大学出版会 Pp.341
- 2) 青木宗也編 (1991)『大学の自己点検・評価の手引き』大学基準協会 Pp.96
- 3) 原 一雄 (1973)「己れを観ること」『大学キリスト者』 50, 72-73
- 4) 原 一雄 (1975)「アメリカにおける大学教育の評価システムについて」『信学技報』 75(223), 41-44
- 5) 原 一雄 (1977)「設置基準と私立大学 — 国際基督教大学の事例」天城勲・慶伊富長編『大学設置基準の研究』東京大学出版会 175-191
- 6) 原 一雄 (1984)「私大連盟における大学評価 — 自己点検その後」『現代の高等教育』 251, 13-18
- 7) 原 一雄 (1985)「『講義』雑感」『大学時報』 34(183), 64-69
- 8) 原 一雄 (1987a)「一般教育の自己評価 — (3) 私立大学の場合」『一般教育学会誌』 9 (2), 37-43
- 9) 原 一雄 (1987b)「一般教育のカリキュラムと実施体制 (I)」『高等教育研究紀要』 7, 27-39
- 10) 原 一雄 (1988)「日本私立大学連盟とFD活動」『大学時報』 37(199),

86-93

- 11) 原 一雄 (1989) 「国際基督教大学における大学教育研究体制の構想」『一般教育学会誌』 11 (2), 16-18
- 12) 原 一雄 (1990) 「私立大学の試みから」『大学評価 — その必要性和可能性』 広島大学大学教育研究センター 44-47
- 13) 原 一雄 (1992) 「『授業評価』 : 大学教員自身の生涯学習のために」東海大学FDニュース 9, 1
- 14) 原 一雄・中山和彦・星野悠子・岩瀬純一・土屋静子 (1972) 「大学教育の総合評価 その4 在学生・卒業生・教職員による学生生活の評価の比較研究」『ICU教育研究』 16, 35-54
- 15) 原 一雄・大井直子・川戸さえ子・鈴木義也 (1989) 「ICU在学経験の評価 — 1986年度追跡研究」『ICU教育研究』 31, 51-78
- 16) 原 一雄・渡辺幸一 (1969) 「大学教育の総合評価 その1 大学における学校評価と国際基督教大学のための試案」『ICU教育研究』 14, 123-139
- 17) 岩瀬純一・中山和彦・原 一雄 (1969) 「大学教育の総合評価 その2 ICU在学生による学生生活の評価」『ICU教育研究』 14, 141-155
- 18) JICUF (1949) *New Leaders for the New Japan*. The Japan International Christian University Foundation. Pp.35.
- 19) 絹川正吉・原 一雄 (1985) 『大学教員評価の視点』 一般教育学会誌 7 (2), 61-65
- 20) 国際基督教大学 (1953) 『国際基督教大学要覧 1953-55』 Pp.48
- 21) 村井資長・原 一雄編 (1977) 『私立大学の相互協力と自己点検』 日本私立大学連盟 Pp.101
- 22) 村上初穂・原 一雄 (1977) 「生涯教育の理念と高等教育における実践」『ICU教育研究』 20, 57-75
- 23) 大泉 孝他編 (1964) 『IDE海外大学教育総合調査団報告書』 民主教育協会 Pp.210

- 24) パーキンス, J.A. (原 一雄監訳) (1976) 『明日の高等教育』 研究社
Pp.346
- 25) 関 正夫 (1991) 「大学教育経営の現代化試論 ― 学校経営・学校評価
論等から学ぶ」 広島大学大学教育研究センター 『大学論集』 第21
集 1-30
- 26) トロイヤー, M.E.・原 一雄・原喜美・田中清彦 (1976) 「卒業生によ
る I C U 在学経験の評価」 『 I C U 教育研究』 19, 1-50
- 27) 土屋静子・原 一雄 (1971) 「大学教育の総合評価 その3 卒業生によ
る学生生活の評価」 『 I C U 教育研究』 15, 49-85